

岩手県告示第596号

耕作の業務の規模の基準（平成12年岩手県告示第777号）の一部を次のように改正し、平成23年9月26日から施行する。

平成23年9月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前				改正後			
区 域	業務の規模の基準			区 域	業務の規模の基準		
	水 稲	陸 稲	麦		水 稲	陸 稲	麦
[略]				[略]			
平泉町	[略]			平泉町	[略]		
藤沢町	<u>25</u>	<u>10</u>	<u>10</u>	大船渡市	[略]		
大船渡市	[略]			[略]			
[略]							

備考 改正部分は、下線の部分である。